

31 横井寛編『東京府内区郡分医師住所一覽』(明治一八年刊)に掲載された医師人名

樋口輝雄

籍登録者で、内外科医師九〇五名、専門医師二二名が掲載されている。

また「従来開業医師」「専門従来開業医師」とは、医制公布後、各府県での仮免許を授与された医師、「内務省乙第一四号達ニ依り開業医師」とは「満二五歳以上の」開業医子弟ニシテ其ノ助手ト成リ家名相続ヲ欲スル」者に対し、明治一五年に特例的に医術開業が許可された者で、『東京医師一覽』によれば、従来開業医師八三三名、従来専門医師九五名、乙第一四号達医師五一名であった。

明治一八年一二月、内務省衛生局の横井寛編纂により、『東京府内区郡分医師住所一覽』(以下「東京医師一覽」と題する冊子が刊行された。神奈川県から西多摩、北多摩、南多摩の三郡が東京府に編入されたのは明治二六年のことだが、『東京医師一覽』には一八年当時の旧一五区六郡に在住する医師一九〇六名が各区各郡別に収録され、各々内外科医師、専門医師、従来開業医師、専門従来開業医師、内務省乙第一四号達ニ依り開業医師に区分されている。「内外科医師」「専門医師」とは、明治一六年度までの内務省免許医師(各府県での医術開業試験合格者、東京大学や外国大学卒業、奉職履歴医)および一七年以降の医術開業試験合格、東京大学や特許医学学校卒業による医

明治一六年一二月には、内務省より「医籍編製」が達せられ、翌一七年からはそれまでの各府県での仮免許を返納させ、新たに内務卿名の医術開業免許が下付された。同免許には衛生局長名で、現在に続く医籍登録番号が記されるようになった。東京都公文書館資料によると、明治一八年二月九日付で、内務省衛生局長から「御管内医師異動御報知方之儀ニ付テハ曩ニ当局医事課ヨリ及御照会置候趣モ有之候処最早免許状下付相済候ニ付尔後御通知之節ハ総テ医籍番号御記入之上毎半年(一月乃至六月、七月乃至一二月)分宛御取纏翌月(七月、一月)中御送付相出

候様程度此段及御照会置候也」、続いて約三か月後の同年五月二〇日付で「医師異動調之義二付テハ追テ及御照会置候処医籍取調之都合モ有之本年七月以降之分ヨリ別表ニ照準御通報有之度此段及御照会候也」との通牒が東京府知事宛に出されている。その「別表」に掲出された雛型では、医籍番号は「内外科医師何号」「従来開業医師何号」となっており、従来開業医師に対しては、予め一万番台の医籍番号を用意して免状を下付したと推測される。公文書館資料によると、四谷区から京橋区に転居した伊沢徳（伊沢蘭軒の曾孫）は、「従三三三三三番」と記されているが、医籍の編製や登録事務において如何なる順序で登録番号が決められたのかは未だ明らかではない。

『東京医師一覽』編纂者横井寛は、明治一五年から一七年にかけて『内務省免許全国医師薬舗産婆一覽』四冊を刊行し、本冊子はその東京府版ともいえるが、明治一八年段階で医籍登録した医師を登録事由別に収録していることでも資料的価値は高いと思われる。凡例では「此書ハ東京府衛生課ノ御許可ヲ蒙リ同課御備附ノ名簿ニ拠リ

編輯シタルモノナリ」と記しており、演者の集計では、内外科医師は麴町区一三〇名、神田区一一五名、本郷区二一四名；で、それに比して従来開業医師は麴町区二六名、神田区六〇名、本郷区四七名；だが、住所は開業地というより各人の居住地であろう。南足立郡千住一丁目には、森林太郎が内外科医師として、森静男が従来開業医師として掲載されており、従来開業医師の中には、京橋区に戸塚文海、隈川宗悦、伊沢徳、芝区に坪井信良、牛込区に遠田澄庵、浅草区に高松凌雲等の名がある。

また東京都公文書館には、明治一五年時の東京府管内「内務省乙第一四号達医師」一〇三名の名簿や、各区郡から報告のあった明治一七年時の医師人名が簿冊に編綴され一部残存している。それら資料や、明治二二年発行の『日本医籍』に掲載された東京府在住一八六四名の医師人名とも併せ報告したい。

(日本歯科大学新潟歯学部医の博物館)